

船舶事故調査報告書

平成29年11月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成29年3月20日 10時10分ごろ
発生場所	滋賀県大津市大津港北方沖（琵琶湖南部） 柳川三等三角点から真方位168°1,100m付近 （概位 北緯35°01.0′ 東経135°52.2′）
事故の概要	プレジャーボートブレイブ20は、落水した同乗者が本船に乗り込む際、左手をプロペラに接触して負傷した。
事故調査の経過	平成29年3月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート ブレイブ20、5トン未満 240-51904 滋賀、個人所有 3.25m (Lr) × 1.50m × 0.57m、FRP ガソリン機関、14.70kW、平成12年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 二級小型船舶操縦士（湖川小出力限定） 免許登録日 平成19年7月20日 免許証交付日 平成28年9月23日 （平成34年7月19日まで有効） 同乗者 男性 26歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成29年2月24日 免許証交付日 平成29年2月24日 （平成34年2月23日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（同乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、滋賀県草津市の湖岸を出発し、滋賀県大津市柳ヶ崎北方沖で釣りをを行い、平成29年3月20日09時50分ごろ、釣り場を移動する目的で、大津港北方沖に向け南南西進した。

	<p>船長は、右舷船尾部に腰を掛け、左手でチラーハンドルの先端にあるスロットルグリップを全開とし、同乗者が左舷船首部に腰を下ろし、釣りをしている他のボートが集まっている付近を目標に航行を続けた。</p> <p>船長は、右舷船首約60°から接近する波高約0.5mの航走波を至近に認めたものの、針路及び速力を保持して航行を続けたところ、波の衝撃で急に船外機のチラーハンドルが左舵一杯に取られると同時に本船が動揺したことでバランスを崩して右舷側に落水した。</p> <p>同乗者は、左舷船首部の甲板上で前方を見て座っていたが、揺れが大きかったので振り返ると、船長が落水するところを目撃し、立ち上がろうとしたときに動揺によりバランスを崩して左舷側に落水した。</p> <p>本船は、無人の状態となり同乗者の近くで徐々に速力を落としながら航行を続け左旋回していた。</p> <p>同乗者は、本船の右舷側中央付近のガンネルを右手でつかんで乗り込もうとしたところ、船尾方へ流され、10時10分ごろ左手がプロペラに接触して激しい痛みを感じた。</p> <p>同乗者は、負傷後、自力で本船に船尾部から乗り込み、エンジンを停止させた。</p> <p>船長は、同乗者が乗り込むところを約10m離れた位置で視認した後、本船に乗り込み、異変に気づき近づいてきたボートの乗船者に119番通報を依頼し、本船で大津港に向かった。</p> <p>同乗者は、大津港に到着後、救急車で病院に搬送され、左手関節開放骨折等と診断されて入院した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 右舷後部、写真3 船外機、写真4 船外機使用上の注意、写真5 レンタルボート出入港届 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、免許取得後、約9年間、琵琶湖で船外機タイプのプレジャーボートを借りて釣りをしていた。</p> <p>船長は、大人2人が本船の船尾部に座ると船首部が浮上して操船しにくいので、同乗者を左舷船首部に座らせていた。</p> <p>本船は、スロットルを全開とすると船体が浮上し、滑走状態となって約30～40km/hの対地速力で航行していた。</p> <p>本船は、航行中に操縦者が落水して無人の状態になると、スロットルが全閉の位置に戻るが、クラッチが前進に入っていたので前進を続けていた。</p> <p>本船は、はしご等による水面からの乗り込み装置がなく、水面からガンネル上端までの高さが、船首尾共約0.3mで、船外機のプロペラ翼端が水面下約0.6mにあった。</p> <p>船外機の側面及びレンタルボートの出入港届には、操縦者が落水したときに船外機のエンジンを停止させる緊急エンジン停止コードを救</p>

	<p>命胴衣、手又は足に付けるよう記載されていた。</p> <p>船長は、釣り場を移動するまでに、釣果がなかったので、他のボートが集まっている付近に早く行きたいと思い、釣りをする際に外していた緊急エンジン停止コードを装着するのを忘れていた。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、釣り場を移動中、左舷方を見てどの辺りで釣りをしようかと考えながら操船していたので、右舷方からの航走波に気付くのが遅れたと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、琵琶湖南部の大津港北方沖において、同乗者が、無人の状態に旋回している本船の右舷側中央付近のガンネルをつかんで乗り込もうとしたことから、船尾方に流され、左手がプロペラに接触して負傷したものと考えられる。</p> <p>同乗者は、落水後、本船が同乗者の近くで速力を落として旋回していたことから、本船に乗り込もうとしたものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が緊急エンジン停止コードを装着していなかったことから、エンジンが停止せずに航行を続け、同乗者が本船の右舷側中央付近のガンネルをつかんだ際、船尾方に流されたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、琵琶湖南部の大津港北方沖において、同乗者が、無人の状態に旋回している本船の右舷側中央付近のガンネルをつかんで乗り込もうとしたため、船尾方に流され、左手がプロペラに接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時に備えて緊急エンジン停止コードを装着すること。 ・ 航走波等を乗り越える際、十分に減速すること。

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船

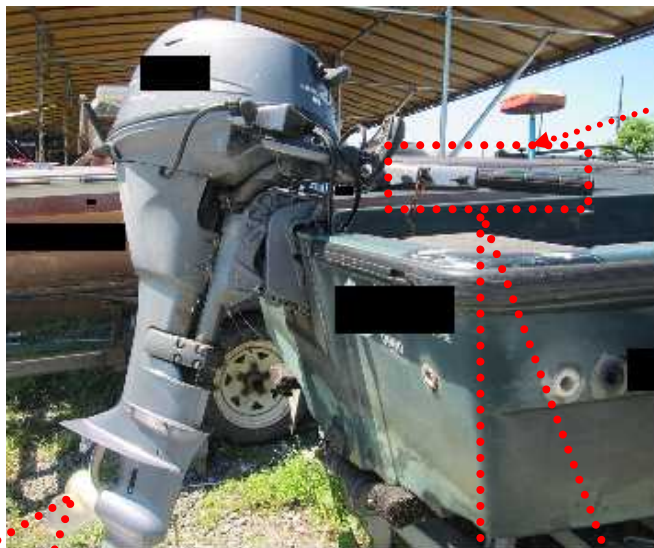


写真2 右舷後部



右舷側中央付近のガンネル

写真3 船外機



チラーハンドル

プロペラ

スロットルグリップ



緊急エンジン停止コード



衣服等に装着するフック

写真4 船外機使用上の注意



緊急エンジン停止コード
装着について

写真5 レンタルボート出入港届

レンタル出入港届

船種 フリガナ	船名	年月日
氏名	住所	〒
自宅 Tel	携帯	
船舶免許 No.	乗港	
出港時間	帰港予定時間	
釣行予定場所	同乗者名	

※当店のレンタルボートご利用は何回目ですか? ○をつけて下さい。
1. 初めて 2. 2回目 3. 3回目以上 4. 10回以上

※今回のレンタルご利用に際して、なにか変更をなさりたい点がありますか? ○をつけて下さい。

レンタルボートご利用に関する注意事項

- ・ライフジャケットの着用。
- ・走行中はパイ等の浮遊物に注意。
- ・必ずエリの沖側を航行。
- ・内湖はトリムを上げスロー走行。
- ・キルスイッチの装着。
- ・エリ及び橋脚は釣り禁止。
- ・ブレーン前はトリムを下げ、検水もチェック。
- ・解らない事はすぐスタッフへ。

※プロペラ及び船体、エンジン、その他備品の損傷に注意し損傷により、使用不能になったパーツ代金、修理費をご負担いただきます。大切にレンタルボートをご使用下さい。

常に安全を第一に!!

レンタルボートご利用時間は、スタッフまでお問い合わせ下さい。

上記注意事項を守り、湖上での安全航行を確ります。
また、船舶事故や、乗客(乗員)のケガ、沈没等の場合は、ボート借用人の責任を一切負いません。
上記誓約いたします

平成 年 月 日

ボート借用人 氏名 (又は自筆サイン)

緊急エンジン停止コード
装着について

